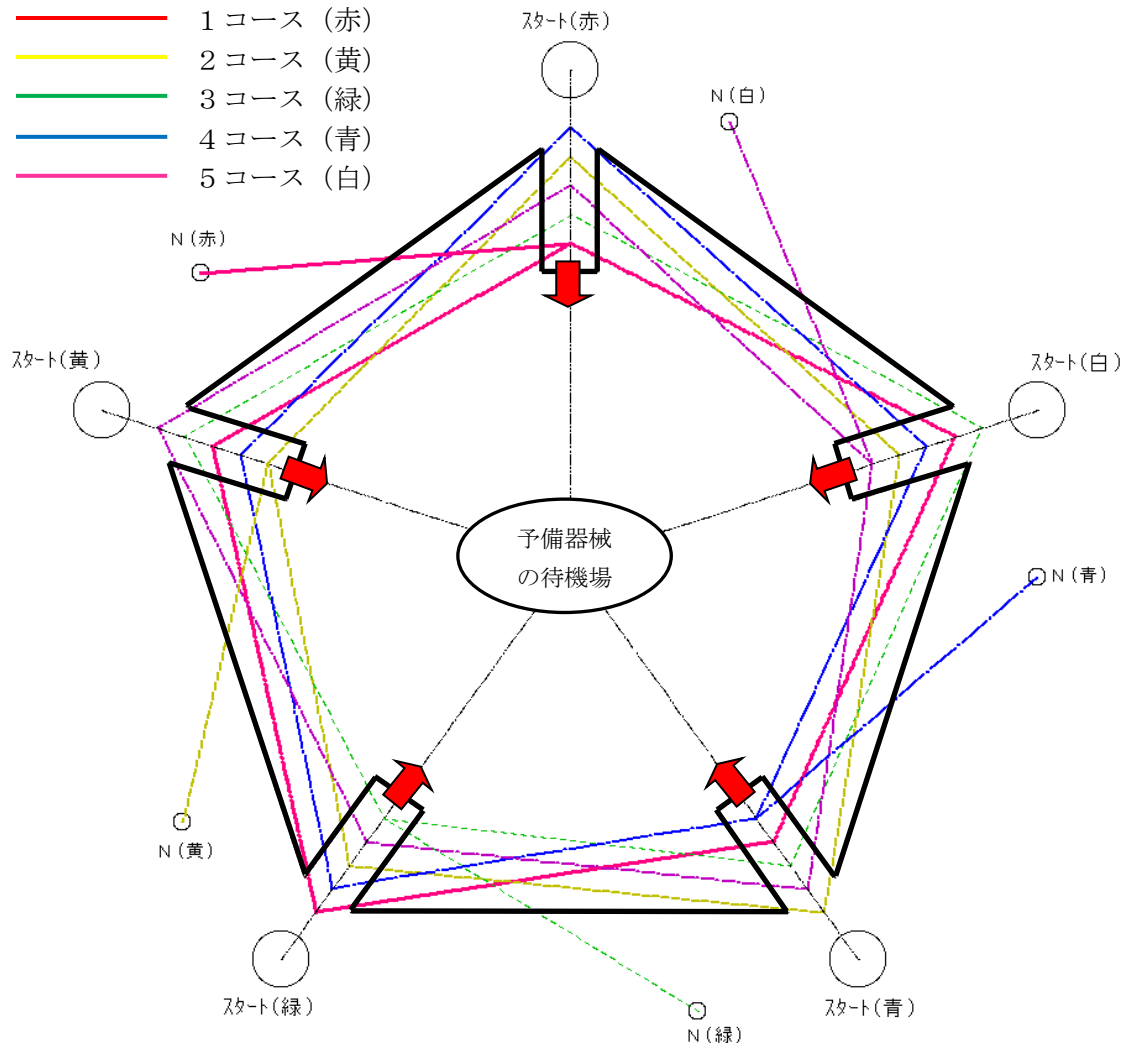


外業競技中の立入制限区域および予備器械との交換について



- 1 原則、太線の中には立ち入ることができない。(境界線は、グラウンドに明示する)
- 2 予備のトータルステーションと交換する場合のみ、矢印の場所からトラバース内に侵入し、予備の器械と交換することができる。
- 3 用箋ばさみを地面に置く場合は、立入制限区域内に置くこと。
- 4 原則として測点上に設置されている器械の前（視準方向）を通過しないこと。ただし、作業の妨害にならなければ減点の対象とはしない。
- 5 観測していなくても測点上に設置されているプリズムの前を通過しないこと。

(備考)

- 1 トラバースの角数は五角形とし、総測線長は130m～150mとする。
- 2 五角形内の測点より、放射線状に測点①～⑤を2.0mの間隔で設ける。
- 3 測点と立入禁止区域との間は、2.0mの間隔をあける。
- 4 中心角は、 $72^{\circ} \pm 10^{\circ}$ の範囲で任意とする。
- 5 測点を示すコノエダブルとコノエネイルは、No. 3の規格のものを用いる。